

養老町第二回定例会会議録

号)

平成二十七年第二回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程 (平成二十七年六月十六日第一日)

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	報告第五号 平成二十六年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第五	議案第四十号 養老町長期継続契約に関する条例の制定について
日程第六	議案第四十一号 養老町税条例の一部を改正する条例について
日程第七	議案第四十二号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について
日程第八	議案第四十三号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）
日程第九	認定第一号 平成二十六年度養老町上水道事業会計決算の認定について
日程第十	議案第四十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第一号）
日程第十一	議案第四十五号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

一	番	北倉義博
二	番	岩永義仁
三	番	長澤龍夫
四	番	大橋三男
五	番	三田正敏
六	番	吉田太郎
七	番	早崎百合子
八	番	野村永一
九	番	田中敏弘
十	番	松永民夫
十一	番	林輝見
十二	番	青山貞一
十三	番	水谷久美子
○欠席議員	なし	

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長	問山孝通

総務部参事兼 総務課長	田中 信行
総務部 企画政策課長	西川 敏明
総務部税務課長	渡邊 章博
住民福祉部長兼 健康福祉課長	野村 治博
住民福祉部 住民人權課長	高木 勉
住民福祉部 子ども課長	松岡 弘泰
住民福祉部 生活環境課長	佐藤 昌子
産業建設部部長	柏 渕裕昭
産業建設部参事	高木 伸一
産業建設部参事兼 農林振興課長	川地 豊己
産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	山中 秀樹
産業建設部 建設課長	前田 勝治
産業建設部 水道建設課長	桐山 一則
会計管理者兼 會計課長	田中 隆
教育委員会事務局局長兼 教育総務課長	佐藤 嘉但
生涯学習課長	久保寺 利明

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

教育委員 会	西脇正信
スポーツ振興課 長	堀田明男
消防次長	川添公男

山席した者は次のとおりである。

議会議事務局 長	西脇和信
議会議事務局書 記	稲川諭実彦

(開會時間 午前九時三十分)

○議長（野村永一君）おはようございます。

平成二十七年第二回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

ここで、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いします。

傍聴席の皆様も御一緒にお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段のほう朗唱をお願いいたします。

「町民憲章」朗唱

ありがとうございました。御着席ください。

さて、昨年の五月から一年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の松永民夫君に、この議場において感謝状を贈呈いたしたいと思いますので、よろしく願います。

なお、報道機関に限り、今定例会開会中、傍聴席より議場内の

会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。
それでは松永民夫君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

本日の会議は、全員の出席であります。

それでは、ただいまから平成二十七年第二回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（野村永一君） 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百七条の規定によって、三番 長澤龍夫君、四番 大橋三男君を指名します。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、六月九日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 水谷久美子君。

○議会運営委員長（水谷久美子君） 去る六月九日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、平成二十七年第二回定例会の運営についてであります。

まず会期につきましては、本日六月十六日から六月二十六日までの十一日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分と決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明

及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定をいたしました。

次いで、一般質問につきましては、議会二日目の六月二十五日木曜日に行うこととし、本日午後四時までに議長へ一般質問通告書を提出した議員のみに発言を許可し、発言順序は通告書の受け付け順とすることに決定をいたしました。

次いで、審議する議案につきましては、繰越明許費についてが一件、条例の制定についてが一件、条例の一部改正についてが一件、契約の締結についてが二件、決算の認定についてが一件、補正予算についてが二件、以上合計八件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十六年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第五、養老町長期継続契約に関する条例の制定についてと、日程第九、平成二十六年養老町上水道事業会計決算の認定についての計二件は、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、それぞれ所管の総務民生委員会と産業建設委員会に審査を付託し、議会最終日に各委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

なお、議案審査の付託する総務民生委員会は、六月十七日水曜日の午後一時三十分から、産業建設委員会は、六月十七日水曜日の午前十時から開催するよう各委員長へ要請すること。

次いで、日程第六、養老町税条例の一部を改正する条例についてと、日程第十、平成二十七年養老町一般会計補正予算（第一号）、日程第十一、平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）の計三件は、議会初日に逐条上程し、提

案理由の説明のみを受けて、議会最終日に質疑・討論を経て採決すること。

次いで、日程第七、消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結についてと、日程第八、物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）の計二件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。以上のように決定をいたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日六月十六日から六月二十六日までの十一日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日六月十六日から六月二十六日までの十一日間と決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十六年度の三月、四月分及び平成二十七年度の四月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、養老町土地開発公社の経理状況を説明する書類として、事業報告書

及び財務諸表が提出されましたので、理事以外の議員各位のお手元に配付いたしました。

なお、皆さんのお手元に平成二十七年度の予算書が配付してありますので、それぞれ御活用ください。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、第二回の定例会を開催いたしましたところ、議員各位には大変御多用の中を御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

梅雨入りからさほど大きな雨もございませんでしたが、ただいま九州あたりではかなりの大雨になったというようなことで、本日から関東にも本格的なシーズンが訪れようとしております。これからの出水期、本当に備えを万全にしていきたいというふうに考えております。

この場をおかりしまして、一件御報告を申し上げたいというふうに思っております。

三重県がいなべ市の山中で先月十七日に捕獲されたツキノワグマを滋賀県境で放獣して、その後、いなべ市を初め大垣市、海津市、養老町の山中を熊が移動して、住民に不安を与えている問題について、現在の状況を報告をさせていただきます。

本町では、五月二十九日以降、安全確保のために防災無線や広報車によりまして、住民に注意を呼びかけるとともに、町ホームページによる情報の提供や、児童・生徒の送迎を保護者に要請するなどの対応を行ってまいりました。

また、夏の観光シーズンを迎えて、養老公園が臨時閉鎖される

など、大変大きな影響がございます。本日、午後七時の位置でございますけれども、大垣市の上石津町の山中、どうも緑の村公園の上のほうであるというふうな情報が入っております。

先月三十日、海津市猟友会によるパトロール及び搜索、六月七日のいなべ市を初めとする四市町の猟友会による合同の捕獲活動、また六月九日の緊急対応による養老郡海津市西濃猟友会によるパトロール活動、そして昨日は海津市養老郡猟友会によるパトロールを実施をいたしましたけれども、熊の目視確認には至っていないということでございます。

これまで本町には熊がいないという認識でございましたけれども、改める必要があるのではないかと考えております。また、地元には熊を捕獲した経験のある猟友会員がおらず、今後は専門家の知恵をかりて、対応を検討していく必要があると考えております。

今後とも熊の対応につきましては、三重県、岐阜県、いなべ市、大垣市、海津市、養老町が協力して対応していくことを共通認識として確認をしておりますけれども、抜本的な対策も含め、検討する必要があるのではないかと考えております。引き続き町民の皆様や学校などへ、三重県の調査をもとに、状況に応じて熊の位置情報を提供し、注意喚起を行い、一日も早い解決を探ってまいりたいと思いますので、御理解をお願い申し上げます。

本日は繰越明許費、繰越決算書の報告が一件、条例の制定が一件、条例の一部改正が一件、工事請負契約の締結についてが一件、物件供給契約の締結が一件、決算認定が一件、補正予算が二件の八件を上程させていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第四、報告第五号 平成二十六年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第五号 平成二十六年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

報告第五号 平成二十六年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成二十六年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百六条第二項の規定により、別紙のとおり報告する。平成二十七年六月十六日提出。

平成二十六年六月の第二回定例会及び平成二十七年三月の第一回定例会において議決を得ました繰越明許費について、総務費、総務管理費の地域人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業におきまして、策定支援業務委託料等で千七百八十万円、婚活サポート制度システム構築事業におきまして、システム構築委託料等及び事務費で百十七万五千元。

次に衛生費、清掃費の分別回収事業におきまして、分別回収車両購入費及びその諸経費で六百六十五万円。

続きまして、商工費、商工費の地域活性化推進対策事業におきまして、プレミアム付商品券発行事業補助金で、四千七百五十万二千元。

さらに、土木費、道路橋梁費のスマートインターチェンジ建設

事業におきまして、設計業務委託料、工事請負費、土地購入費及び補償費で四億四百三十万円、合計四億七千七百四十二万七千円を平成二十七年年度へ繰り越しし、各事業の財源内訳は、別紙繰越明許費繰越計算書のとおりとなりました。

以上で、報告第五号 平成二十六年年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第四百六十六条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第五、議案第四十号は、上程後、

提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第五、議案第四十号 養老町長期継続契約に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十号

養老町長期継続契約に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案第四十号 養老町長期継続契約に関する条例の制定について。

養老町長期継続契約に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年六月十六日提出。

制定の趣旨でございます。

この条例は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十七の規定に基づき、事務の合理化及び効率化を図るため、債務負担行為の議決を経ることなく長期継続契約を締結

することができるよう必要な事項を定めるものでございます。それでは、本条例案の内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第一条は、本条例の制定の趣旨といたしまして、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について、必要な事項を定めることを規定するものでございます。

第二条は、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすものとして、長期継続契約を締結することができる契約の種類を規定しております。

第一号では、事務機器や車両など物品を借り入れる契約を、第二号では、建物清掃やリース物品の保守など役務の提供を受ける契約を長期継続契約の種類として掲げております。

第三条では、委任といたしまして、条例施行についての必要な事項は町長が別に定めると規定するものであります。

附則といたしまして、この条例の施行期日についてでございますが、この条例は、公布の日から施行をいたします。

以上で、議案第四十号 養老町長期継続契約に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。
お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしました
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決
定いたしました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、あす六月の
十七日午後一時三十分より開催されるよう要請します。

○議長（野村永一君） 次に、日程第六、議案第四十一号 養老町
税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

なお、この議案は逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。
町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十一号
養老町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。
きます。

議案第四十一号 養老町税条例の一部を改正する条例について。

養老町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるもの
とする。平成二十七年六月十六日提出。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律
が平成二十七年三月三十一日に公布され、養老町税条例の一部を
改正するものであり、改正の主な内容につきましては、次のとお
りでございます。

一番、通則につきましては、第二条及び附則第二条の三が改正

となります。

まず第二条では、用語として番号法（行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行に伴う
規定の整備でございます。

続いて附則第二条の三では、納期限の延長に係る延滞金の特例
として、法人税法の改正により引用する条項にずれが生ずること
から、その整備を行うものでございます。

二点目、町民税につきましては、第十六条ほか三つの条が改正
となります。

まず十六条では、町民税の納税義務者等として、国際課税原則
の見直しにより、法人町民税における恒久的施設、支店など事業
を行う一定の場所等に係る規定を法人事業税と同様とするための
整備でございます。

続いて第二十六条では、所得割の課税標準として、所得税にお
いて外国転出時課税、出国時における株式等の株価変動による収
益、いわゆるキャピタルゲインに対する特例的な課税が創設され
ましたが、個人住民税、所得割の課税標準の算定において、この
譲渡所得については対象外とするものでございます。

続いて第二十八条の二では、町民税の申告として、番号法施行
による法人番号の規定の整備でございます。

続いて第二十八条の三の三では、個人の町民税に係る公的年金
等受給者の扶養申告申請書として、所得税法の改正により引用す
る条項にずれが生ずることから、その整備を行うものでございま
す。

三番目、固定資産税につきましては、第四十二条の六ほか四つ
の条項が改正となります。

第四十二条の六、施行規則第十五条の三第二項の規定による補

正の方法の申し出、第四十二条の六の二、法第三百五十二条の二第五項及び第六項の規定による固定資産税額の案分の申し出、第四十二条の六の三、被災住宅用地の申告、第五十五条、住宅用地の申告。附則第七条の三、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、以上につきましては、番号法施行による個人番号、また法人番号等の規定の整備でございます。

四番目、入湯税につきましては、第三百三十四条、入湯税に係る特別徴収義務者において、番号法施行による個人番号、法人番号等の規定の整備でございます。

五番目、たばこ税につきましては、附則第十三条の二、たばこ税の税率の特例において、旧三級品の製造たばこ、エコー、わかば、しんせい等でございますが、に係る特例税率を段階的に廃止するもので、激変緩和等の観点から、平成二十八年四月から平成三十一年四月の四年間において、四段階で税率の引き上げを行うものでございます。

六番目、なお、第三十三条、町民税の減免、第五十二条、固定資産税の減免、第七十一条、軽自動車税の減免、第七十二条、身体障害者に対する軽自動車税の減免及び第一百八条の二、特別土地保有税の減免においては、その申告期限について申請者の利便性に配慮する観点から、納期限前七日から納期限に改めるとともに、番号法施行による個人番号、また法人番号等の規定の整備でございます。

施行日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第二十六条及び第二十八条の三の三の改正規定につきましては平成二十八年一月一日、第十六条及び附則第二条の三、第十三条の二の改正規定につきましては平成二十八年

四月一日、番号法による改正規定につきましては同法施行の日とするものでございます。

以上で、議案第四十一号 養老町税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第七、議案第四十二号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十二号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

議案第四十二号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について。

町は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

平成二十七年六月十六日提出。

消防救急デジタル無線整備工事につきましては、平成二十六年度整備いたしました養老消防署指令棟の高機能消防指令センターに整備するものでございます。百四十メガヘルツ帯のアナログ無線から二百六十メガヘルツ帯デジタル方式の無線整備を構築し、無線システムの各種機器の設置により、デジタル伝送等の通信ニーズの多様化に対応するものでございます。

消防については、災害による被害軽減、人命救助などの消防活動において、出動隊の情報伝達及び情報共有が必要で、その通信は地震、台風等、いかなる状況下でも三百六十五日二十四時間使用できる信頼性のあるものでなければなりません。

国は、電波の有効利用を図るため、全ての無線についてアナログ方式より占有帯域が狭く、同じ周波数帯でより多くの周波数を得られるデジタル方式への移行を推進し、電波法令の改正により、消防無線については平成二十八年五月三十一日までにデジタル化完全移行が決定済みとなっており、同時にアナログ無線の使用期限も同日となっております。

デジタル無線の導入により、特定交信による個人情報保護の強化及び消防・救急車両の位置情報、水利情報、画像情報等の多様なデータを送信でき、データ通信の有効活用により、不測の災害時にも消防救急活動が円滑・確実に行え、住民の生命、身体、財産を保護し、大規模災害にも対応できるものと考えます。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。その内容を御説明申し上げます。

契約の目的、消防救急デジタル無線整備工事。

契約の方法、指名競争入札。指名業者につきまして、別紙を皆様方に御配付していると思いますが、十者による入札を行い、ただし六者が辞退をしております。

契約金額、二億七千二百十四万四千四百八十四円。

契約の相手方、岐阜県大垣市加賀野四丁目一番地の十、中央電子光学株式会社、大垣支店、支店長 伊藤直樹。

工期は、本契約締結の日から平成二十八年三月十日まで。

工事場所、養老町高田地内。

工事概要、基地局無線設備、空中線設備、移動局無線設備、指令センター設備、データ系端末装置、伝送設備、電源設備、附帯設備工事等でございます。

以上で、議案第四十二号 消防救急デジタル無線整備工事請負

契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第八、議案第四十三号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十三号

物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）の説明をさせていただきます。

議案第四十三号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）。

町は、物件の供給を次の条項により締結するものとする。平成二十七年六月十六日提出。

養老町消防施設整備計画に基づき、現在養老町消防団第二分団第二部、上方・竜泉寺・喜勢・石畑・柏尾地区でございますが、に配付されている消防ポンプ自動車（C D I型）が、平成九年十一月十九日の配備から十八年を迎え、更新時期となるため、新たに更新するものでございます。

この消防ポンプ自動車の更新により、装備等も最新鋭のものに充実・整備され、管内の火災事案はもとより、各種災害事案にも迅速・的確に対応でき、効率的な運用が図れる効果がございます。この消防ポンプ自動車の整備につきましては、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

物件名、消防設備（消防ポンプ自動車）整備事業。

契約の方法、指名競争入札。一覧が配付してございますので、御参照いただきたいと思います。八者により入札を行いました。うち一者が辞退をいたしております。

契約金額、千九百九十八万円。

契約の相手方、岐阜県岐阜市金園町三丁目二十五番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 白井潔。

納入時期でございますが、平成二十七年十二月十日。

納入場所、養老町消防本部。

物件の概要、国家検定A二級検定品、C D I型合格品でございます。

以上で、議案第四十三号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）の提案説明とさせていただきます。

きます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 参考までに、ちよっとお伺いしたいんですが、物品の購入は結構なんですが、古くなった消防自動車ですけども、こういう消防自動車は下取りにとっていただけなのか、それともお金を出して処分しないかんもんか、その辺のところをちよっと参考までにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野村永一君） 川添消防次長。

○消防次長（川添公男君） ただいまの青山議員の質問にお答えいたします。

今の消防車でございますけれども、これは現在が残すようにしております。非常時のために使いたいと思っておりますので、その点を御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 購入のことは本当にうれしんですけども、まず購入した場合のその消防自動車の大きさで、結局、今ちよっと聞いていますと、車庫のほうが狭いんじゃないかということと聞いています。それに対して、地元負担なのか、それとも町負担なのかということとちよっとお聞きしたいです。車庫がこの購入車によって狭いということをお聞きしていますけど、その観点からちよっとお聞きしたいので、よろしく願います。

○議長（野村永一君） 川添消防次長。

○消防次長（川添公男君） ただいまの吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、二分団のほうからはちよつと狭いというか、背が低いとか、何かちよつとお聞きしております。それにつきましては補助金のほうで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○議長（野村永一君） 挙手全員です。
よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第九、認定第一号は上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第九 認定第一号 平成二十六年養老町上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第一号 平

成二十六年養老町上水道事業会計決算の認定について説明をさせていただきます。

認定第一号 平成二十六年養老町上水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定により、平成二十六年養老町上水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成二十七年六月十六日提出。

まず、平成二十六年の上水道事業給水状況につきまして、御説明をさせていただきます。

最初に、決算書の十五ページで述べておりますとおり、給水戸数につきましては、前年度より二戸減の八千六百七十八戸、給水人口につきましては、前年度より四百四十九人減の二万七千六百八十一人となりました。また、同じページにあります有収水量は前年度より二・九七％減の二百三十七万四千七百八十二立方メートルとなりました。年間有収率につきましては、二十一ページの（一）業務量にありますとおり、前年度の七〇・九〇％から七六・六四％へと五・七四％向上いたしました。

今回の認定につきましては、地方公営企業法第三十条第四項の規定によりまして、別紙の監査委員の意見をつけて決算の認定をお願いするものでございます。

それでは、一ページの決算報告書について御説明させていただきます。

いずれも消費税込みの額であります。最初に収益的収入及び支出、いわゆる三条会計であります。第一款水道事業収益の決算総額は四億五千五百三十六万九千九百七円となり、第一款水道事業費用の決算総額は四億五千五百七十二万九千八百五十七円となり

ました。

次に、二ページの資本的収入及び支出の四条会計についてでございます。

第一款資本的収入の決算額は一億八千五百七千五百十一円となり、第一款資本的支出の決算総額は二億九千六百六十五万一千百十九円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億一千六百九万三千六百八円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び減債積立金で補填いたしました。

続きまして、それぞれの費用の詳細について御説明を申し上げます。

二十六ページの三条会計であります上水道事業収益費用の状況につきまして、収入総額、消費税抜き金額でございますが、新会計制度への移行により、営業外収益に長期前受戻入に計上したことから四億二千五百九十二万八千五百九円となりました。支出総額は、新会計制度移行初年度のみ過去分の退職給付引当金等をその他特別損失として計上したことから、四億四千八百八十六万三百四十二円となり、当年度は、四ページの平成二十六年養老町上水道事業損益計算書の下段に記載してありますとおり千五百九十三万八千八百三十三円の純損失となりました。結果、新会計制度移行の影響もあり、当年度末処分利益剰余金は三億七百八十二万二千九百八十円となりました。

次に、二十八ページの四条会計であります資本的収支の状況につきまして御説明申し上げます。

資本的収入総額は、起債の借入れがあり一億七千八百六十二万七千九百七十三円となりました。資本的支出総額については二億七千六百六十五万九千三百五十九円、これは消費税抜きの金額

でございますが、となりました。その内容について御説明をさせていただきます。

建設改良費におきましては、年次計画に基づき、西小倉地内で配水管を千百十・〇九メートル新設いたしました。さらに、大規模災害に備えるため、主要防災拠点を結ぶ配管を耐震管に入れかえる工事を高田・押越地内で二千五百五十五・五三メートル行いました。また、取水機器の更新として第一ポンプ場第二取水井戸ポンプ更新工事を行いました。

以上で、平成二十六年養老町上水道事業会計決算の認定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにした。決定いたしました。

なお、議案審査の付託先である産業建設委員会は、あす六月の十七日午前十時より開催されるよう要請します。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十、議案第四十四号及び日程第十一、議案第四十五号の二議案は逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは日程第十、議案第四十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第四十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第一号）。

平成二十七年養老町一般会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千六百五十五万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百九億三千八百五十五万六千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第二条 地方債の変更は「第二表 地方債補正」による。平成二十七年六月十六日提出。

今回の補正予算につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型事業に係るものが主なものでございます。歳入歳出の総額にそれぞれ二千六百五十五万六千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百九億三千

八百五十五万六千円とするものでございます。

最初に、九ページの歳出について御説明を申し上げます。

総務費の総務管理費、目企画費では、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業のうち、養老改元一三〇〇年祭プレイベント事業、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、以下「地方創生先行型の交付金」と申します、千七百九十八万九千円を、養老の宝物四十六選認定事業に同じく百万円をそれぞれ充当するため、財源更正を行います。

次に、民生費の社会福祉費、目心身障害者福祉センター費では、心身障害者福祉センター維持管理事務事業として、養老福祉作業所内エアコン修繕費三十四万六千円及び児童発達支援事業として、ことばの教室利用者支援に係る備品購入費二十四万円を計上いたしました。

次に、児童福祉費、目児童福祉総務費では、交付金の採択が受けられなかった公立保育所の備品購入費として、町単独事業で九十八万六千円、また病児・病後児保育を実施するための設備購入費として、県の病児・病後児保育事業実施促進事業を活用して五十六万七千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、十ページの衛生費の保健衛生費、目保健衛生総務費では、母子保健事業で特定不妊治療助成事業に地方創生先行型の交付金百六十万円を充当するため、財源更正を行います。

次に、商工費の商工費、目商工業振興費では、特産品ブランド認証事業に地方創生先行型の交付金九十万円を充当するため財源更正を行い、また目観光費では、ふるさと養老観光宣伝事業で地方創生先行型の交付金を活用し、親孝行のふるさと会館に無料公衆無線LAN機器を設置するほか、観光情報スマートフォンアプリなどの開発経費として四百五十二万九千円を増額いたしました。

次に、土木費の道路橋梁費、目道路橋梁新設改良費では、道路法の改正により、今後老朽化する道路橋に対応するため、五年に一度の法定点検が義務づけられました。養老町が管理する橋梁五百三十橋について、職員が直営点検を始めましたが、点検業務に従事する技術職員が不足している状態となり、良質な公共土木の整備と養老町における業務の効率化を図る補助事業を行うための土木技術者の委託費六百六十万円を計上いたしました。

次に、十一ページの消防費の消防費、目非常備消防費では、消防団訓練事業で地域消防防災の中核となる消防団員の一層の士気の高揚、団結心を高めるため、新たな取り組みとしてとびはしご登りを行うための経費に地方創生先行型の交付金九十万円を充当するため、財源更正をいたしました。

次に、教育費の教育総務費、目事務局費で、地方創生先行型の交付金を活用し、小学校の児童・生徒に対し、町の歴史や文化、豊かな自然について学習するためのテキストや資料を作成するふるさと学習推進事業四十五万四千円を計上いたしました。

次に、教育費の小学校費、目学校管理費では、日吉小学校の防災機能強化のため、外壁改修工事に係る経費として、千二百二十四万一千円を計上いたしました。

次に、十二ページの教育費の社会教育費、目社会教育総務費では、地方創生先行型の交付金を活用し、孝子伝説のまち養老として、子供たちに親孝行について考える機会を設けるとともに、二年後に迫った養老改元一三〇〇年祭への関心を高める目的で、町内の小・中学生を対象に実施する親孝行作文募集事業に五十九万三千円を計上いたしました。

次に、七ページの歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金の国庫補助金、目総務費国庫補助金では、地域活性

化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）のうち、基礎交付分として二千六百九十八万九千円を計上いたしました。

なお、充当につきましては、歳出でも説明したとおり、養老改元一三〇〇年祭プレイベント事業千七百九十八万九千円、養老の宝物四十六選認定事業に百万円、特定不妊治療費助成事業に百六十万円、特産品ブランド認証事業に九十万円、ふるさと養老観光宣伝費に三百七十万円、消防団訓練事業に九十万円、ふるさと学習推進事業に四十万円、親孝行作文募集事業に五十万円を充てております。

次に、同じく国庫補助金の目教育費国庫補助金では、日吉小学校外壁改修工事に伴う学校施設環境改善交付金事業補助金の交付内示があり、二百九十五万七千円を計上いたしました。

次に、県支出金の県補助金、目民生費県補助金では、児童福祉費補助金の病児・病後児保育事業実施促進事業補助金として、二十八万三千円を計上いたしました。

次に、繰入金の基金繰入金では、財源調整として財政調整基金繰入金を千百七十七万三千円減額いたしました。

次に、八ページの町債の町債、目教育債では、日吉小学校外壁改修工事の財源として、小学校債八百万円を計上いたしました。次に、四ページの第二条、地方債補正では、学校教育施設環境改善事業債について、借入限度額を八百万円増額し、補正後の借入限度額を七千三百十万円とするものでございます。

以上で、議案四十四号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十一、議案第四十五号 平成

二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十五号

平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第四十五号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）。

平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十四万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ千百三十四万一千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年六月十六日提出。

最初に、七ページの歳出について御説明をさせていただきます。総務費の施設管理費、目一般管理費では、産休職員の代替として臨時職員を見込んでおりましたが、この四月の人事異動により正職員を配属したため、介護サービス事業関係職員費で二百八十万九千円、退職手当組合負担金で一万八千円、共済費で六十七万二千円をそれぞれ増額し、職員管理費の賃金で三百十五万八千円を減額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明をさせていただきます。補正する財源については、繰越金三十四万一千円を充てるものでございます。

以上で、議案第四十五号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす六月十七日から六月二十四日までの八日間は、休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、あす六月十七日から六月二十四日までの八日間は、休会することに決定しました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

なお、議会二日目は六月二十五日木曜日午前九時三十分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午前十時四十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十七年六月十六日

議長 野村 永一

議員 長澤 龍夫

議員 大橋 三男